

氏名(本籍)	田中達也(埼玉県)		
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	博甲第4464号		
学位授与年月日	平成19年4月30日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	雇用関係におけるフェアネスの原理 -ニュージーランド解雇法理の基準-		
主査	筑波大学教授	法学士	江口隆裕
副査	筑波大学教授	博士(法学)	元永和彦
副査	筑波大学准教授	学士(法学)	川田琢之
副査	筑波大学准教授	学士(法学)	丸山絵美子
副査	専修大学教授	法学修士	渡辺章

## 論文の内容の要旨

本論文は、ニュージーランドの解雇法理においてフェアネス(公正)の精神がいかに機能しているかを検証し、日本法への示唆を得ようとするものである。

まず、第1章では、ニュージーランドにおける紛争処理制度の発展形態を探り、同国の紛争処理制度の設計にかかる哲学を明らかにするため、ニュージーランド法制史上、紛争処理の仕組みがどのように展開してきたかを検証した。

第2章では、ニュージーランドの現行法における解雇事件処理制度としての「個人的苦情申立制度」について詳細な検討を行い、解雇紛争処理を目的とした手続等の特徴を明らかにしている。

さらに第3章では、ニュージーランドの解雇事件処理制度によって処理されている具体的な解雇事件について検討を行い、ニュージーランド法における解雇の概念及び雇用の終了事由に応じた問題状況を明らかにしている。

第4章では、前章で明らかにした解雇の概念を受け、ニュージーランド解雇法理で用いられる解雇の正当性を判断する諸原則、すなわち解雇紛争における立証の原則、解雇の正当化基準、解雇の予告に関する原則及び解雇の手続に関する原則を明らかにした。

続く第5章では、労働者の行為を理由とする解雇、労働者の能力を理由とする解雇、整理解雇、秘密漏洩の潜在的可能性を理由とする解雇という解雇の類型ごとに判例を分析し、ニュージーランド解雇法理の具体的な内容を検討している。

以上の検討を踏まえ、終章では、ニュージーランドにおける解雇紛争処理手続や解雇概念の特色、さらには判例法理におけるフェアネスの機能を検討した上で、ニュージーランド解雇法制におけるフェアネスの原理の特色を明らかにし、最後に日本法への示唆を考察して結びとしている。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、これまでわが国にほとんど紹介されることのなかったニュージーランドの解雇法理を研究したものである。具体的には、同国の解雇法理の歴史的沿革、具体的手続や制度内容を詳細に紹介するとともに、解雇を巡る具体的な判例等を詳細に検討し、フェアネス（公正）という言葉に象徴される同国の解雇法理の判断準則を抽出し、最後に、これがわが国の解雇法理に与える示唆を考察している。

本論文では、ニュージーランドにおけるフェアネスの原理は、理論上、実質的フェアネスの原理と、手続的フェアネス原理に区分することができ、前者は、解雇の実質的な理由に関して労働者と使用者の利益を合理的に均衡されることを要請する原理であるのに対し、後者は、使用者に対して解雇に当たり何をなすことが労使相互の信頼関係に応えるものであったかを検討させる原理であるとする。しかし同時に、両者は相互に排他的なものではなく、解雇の実質的側面と手続的側面とを相関的に判断することによって、解雇全体の価値を決定することを要請するものであるとしている。このような原理は、自然的正義の原則に基づく当事者の公平取扱い概念に由来するものと考えられることができるが、判例上は「正当理由なき解雇」の解釈を通して個別具体的な事案の正義を実現する中でフェアネスの概念を基準とする法理が確立されていったとしている。以上の考察を踏まえた上で、最後に、日本法の解雇権濫用法理、不法行為としての解雇、さらには労働審判制への示唆を考察している。

このように、本論文は、ニュージーランドの解雇紛争処理制度の歴史的展開を踏まえた上で、同国の解雇法理を特色づけるフェアネスの概念を明らかにしようと試みており、ニュージーランド解雇法制及び関連判例に関する詳細な考察は、わが国のニュージーランド労働法研究に大きく寄与するものと思料される。

今後の課題としては、ニュージーランドの固有の法文化を背景として生成発展したと考えられるフェアネスの概念をわが国の解雇法理の中でどのように応用することができるのかについて、より具体的な検討を行うことが期待される。

以上から、本論文については、ニュージーランドの解雇法理の研究という点で高い評価を与えることができ、博士論文としてふさわしい内容をもつものと評価できる。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。